

秋田県犯罪被害者等支援基本計画

平成 1 8 年 2 月

秋 田 県

目 次

I 基本方針	1
II 計画期間	2
III 重点課題	2
IV 重点課題に係る具体的施策	2
第1 損害回復・経済的支援	2
1 損害賠償請求についての援助等（基本法第12条関係）	2
2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）	3
3 居住の安定（基本法第16条関係）	4
4 雇用の安定（基本法第17条関係）	4
第2 精神的・身体的被害の回復・防止	5
1 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等（基本法第14条関係）	5
2 安全の確保の充実等（基本法第15条関係）	7
3 保護、捜査、公判における配慮の充実等（基本法第19条関係）	9
第3 刑事手続への関与の充実	9
1 刑事手続への関与のための犯罪被害者等に対する情報提供の充実 （基本法第18条関係）	9
第4 支援等のための体制整備	10
1 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実 強化（基本法第11条関係）	10
2 調査研究の推進並びに犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質 の向上等（基本法第21条関係）	12
3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）	13
第5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保	14
1 県民の理解の増進を図るための広報啓発活動及び情報提供等の実施 （基本法第20条関係）	14

秋田県犯罪被害者等支援基本計画

I 基本方針

「日本一安全・安心な秋田県」を創造し、安全で安心して暮らせる社会を実現することは、県民すべての願いであるとともに、県の重要な責務です。

このため、秋田県としては、犯罪、交通事故等（以下「犯罪等」という。）を防止するための様々な取組を行ってきたところであり、今後とも、関係機関と連携して犯罪等の防止に向けた最大限の努力を続けていかなければなりません。また、安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、犯罪等の防止のみならず、犯罪被害者等となってしまった方々等に対し、十分な支援を行うことも、同様に重要なことです。

今般、犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）が成立し、犯罪被害者等のための施策に関する国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされ、また、国における犯罪被害者等基本計画が定められたところです。

秋田県においても市町村、国の機関、民間団体等とも連携しつつ「秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、犯罪被害者等のための施策を明らかにするとともに、その施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の被害の回復及び社会復帰を図り、もって「日本一安全・安心な秋田県」の創造に資するものです。

注1) 犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいい、交通事故を含む。

「犯罪」とは、刑法その他我が国の刑罰法令に触れる行為を意味する。加害者が責任能力がない者（刑事未成年者、心神喪失者）である場合であっても、当該行為が構成要件に該当する以上、ここにいう「犯罪」に含まれる。

「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とは、「犯罪」ではないが、これに類する同様の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為をいうが、例えば、以下のような行為が該当する。

- ① ストーカー行為に当たらないが、警告の対象となるようなつきまとい等（ストーカー行為等の規制等に関する法律第3条及び第4条参照）
- ② 身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第1項）
- ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食（児童虐待の防止等に関する法律第2条第3号参照）

注2) 犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

II 計画期間

計画期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中であっても、社会状況や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行うものとします。

III 重点課題

基本法において示された犯罪被害者等のための施策に関する地方公共団体の責務を踏まえ、以下の5つの重点課題を設定します。

- ① 損害回復・経済的支援
- ② 精神的・身体的被害の回復・防止
- ③ 刑事手続への関与の充実
- ④ 支援等のための体制整備
- ⑤ 県民の理解の増進と配慮・協力の確保

IV 重点課題に係る具体的施策

第1 損害回復・経済的支援

犯罪被害者等が犯罪等により受けた損害を回復し、経済的負担を軽減することができるように支援することが必要であり、基本法は、第12条において「損害賠償の請求についての援助等」、第13条において「給付金の支給に係る制度の充実等」、第16条において「居住の安定」、第17条において「雇用の安定」に係る必要な施策を講ずることを求めています。

1 損害賠償請求についての援助等（基本法第12条関係）

【現状と課題】

多くの犯罪被害者等にとって、損害賠償の請求によって加害者と対峙することは、犯罪等によって傷ついている精神に更なる負担を与えることとなります。また、訴訟になると高い費用と多くの労力・時間を要すること、訴訟に関する知識がないこと、独力では証拠を集めることが難しいこと、加害者の所在等の情報が不足していることなどの理由により、損害賠償請求を躊躇する者も少なくないとの指摘があります。

そこで、犯罪等による被害に係る損害賠償請求の適切かつ円滑な実現を図るために加害者に関する必要な情報等を犯罪被害者等に提供する必要があります。また、犯罪等による被害の金銭的な回復を図るため、各種経済的支援制度等の周知を図る必要があります。

【今後の施策】

(1) 犯罪被害者等に対する情報提供制度等の周知

秋田県警察においては被害者連絡制度等を、秋田地方検察庁においては被害者等通知制度を活用し、犯罪被害者等に対する捜査情報等の提供を行っていますが、こ

うした制度並びに刑事和解、公判記録の閲覧・謄写及び不起訴記録の弾力的開示等損害賠償請求に資する制度の周知に努めます。

(2) 各種経済的支援制度等の県民への周知

パンフレットやホームページ等を活用し、相互に協力しつつ、以下のような経済的支援制度等の周知に努めます。

ア (社) 秋田被害者支援センターによる損害賠償請求の支援及び性犯罪被害者に対する治療費等の交付制度による支援

イ (財) 暴力団壊滅秋田県民会議、秋田弁護士会の民事暴力対策委員会等と連携した暴力団犯罪による被害の回復支援

ウ (財) 犯罪被害救援基金による奨学金給与等の支援

エ (財) 自賠償保険・共済紛争処理機構における調停等による自賠償保険金の支払い適正化

オ (財) 日弁連交通事故相談センターによる無料法律相談等の支援

カ (独) 自動車事故対策機構、(財) 自動車事故被害者援護財団、(財) 交通遺児育英会、(財) 交通遺児育成基金等による財政的支援

キ 日本司法支援センターによる民事法律扶助制度等の支援

ク ひき逃げ、無保険車事故等の被害者に対する政府保障事業による支援

ケ 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することを可能とする制度

2 給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）

【現状と課題】

犯罪被害者等が、自ら、加害者に損害賠償の請求を行っても、十分な回復を期待できないことが多いといわれています。加害者による実効的な賠償を期待できない場合などに、国等による積極的な被害者救済が必要となります。現在、国が行っている主な制度としては、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律及び自動車損害賠償保障法に定められたものがあり、市町村においては独自に類似の制度を設けている例もありますが、全国的には決して多くはありません。

犯罪被害者等の中には経済的に大きな影響を受ける方もおり、また、犯罪等の被害に遭った後すぐに療養費等が必要になる方もいます。さらに、給付金の支給等の制度についての知識が十分でない方も多く、こうした方に対する支援を行う必要があります。

【今後の施策】

(1) 現行の犯罪被害給付制度の周知等

現行の犯罪被害給付制度の周知徹底、迅速な裁定等に努めます。

(2) 市町村による給付金の支給に係る制度の創設への支援

犯罪被害者等に対する経済的支援制度をより手厚いものにするため、市町村に対し、犯罪行為により不慮の死を遂げた者又は一定の傷害を受けた者又はその遺族に対して給付金（見舞金）の支給等を行う制度に係る資料の提供やアドバイスなどを行い、当該制度の創設への支援を行います。

- (3) 司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費の公的措置
司法解剖後の遺体修復費に加え、遺体搬送費の公的措置を講じます。

3 居住の安定（基本法第16条関係）

【現状と課題】

自宅が事件現場になったことによって物理的に居住困難な状況になったり、耐え難い精神的苦痛を受けることで居住ができなくなったり、その他犯罪に起因する様々な要因により引越を余儀なくされる犯罪被害者等も少なくありません。また、配偶者等からの暴力（DV）のように、保護の観点から再被害防止のため自宅以外に居住場所を求める必要がある場合があります。しかし、犯罪等による被害によりもたらされた経済的困窮などによって新たな住居先の確保が困難であるとの指摘があります。

そこで、一時保護から安定した居住先の確保まで、犯罪被害者等のニーズに応えた居住の安定を図る必要があります。

【今後の施策】

(1) 公営住宅の優先入居等

犯罪被害者等の県営住宅の優先入居等について必要な措置を講じます。

また、市町村に対し、犯罪被害者等を対象とした公営住宅の優先措置等への協力を依頼します。

(2) 犯罪被害者等に対する公営住宅入居の情報提供

関係機関等が十分連携し、犯罪被害者等に対する公営住宅の入居に関する情報提供を行います。

(3) 被害直後及び中長期的な居住場所の確保

犯罪等によって生じた著しい生活上の不便を軽減・解消するため、緊急の必要がある場合、県施設を活用し一時保護を実施します。県施設がない場合、他の公的施設や民間施設への委託により対応します。

一時保護に当たっては、犯罪被害者等の利便性や心情に配慮し、犯罪被害者等の安全と住居の秘密を確保します。

ア 児童相談所及び女性相談所による一時保護の適正な運用及び改善

犯罪被害者等を適切に保護するため、児童相談所及び女性相談所の保護体制を充実するとともに、児童養護施設、母子生活支援施設等への委託など一時保護体制の充実を図ります。

イ 中期的な居住の確保についての検討

犯罪被害者等に対し、児童養護施設、母子生活支援施設等を確保し、保護及び自立支援を行います。

犯罪被害者等が一時保護施設から退出するにあたり、必要な場合における退出後の住居の確保について民間施設の利用を含めて検討を行います。

4 雇用の安定（基本法第17条関係）

【現状と課題】

犯罪被害者等は、精神的・身体的被害によりやむを得ず従前に比べ仕事の能率が低下したり、治療のための通院、裁判への出廷等のために欠勤することもあります。事業主等の無理解により、仕事を辞めざるを得なくなる場合が少なくないとの指摘があります。

そこで、事業主等の理解の促進から就職等の支援まで、犯罪被害者等の雇用の安定を図るための施策を幅広く講ずる必要があります。

【 今後の施策 】

(1) 事業主等の理解の促進

秋田労働局職業安定部等に協力依頼し、各種会議や研修において、犯罪被害者等の置かれている状況について理解を求めるなど、事業主等の理解の促進に努めます。

(2) 犯罪の被害等に遭ったこと等を理由とする雇用面での不利な取扱いの禁止

関係機関等が十分連携し、事業主等が犯罪被害者等に対し犯罪の被害等に遭ったこと等を理由とする雇用面での不利な取扱いをしないよう、事業主等に働きかけます。

(3) 犯罪被害者等の就職等についての支援

犯罪被害者等が新規就労や転職を希望する場合、技術専門校等を活用した技術習得の支援を行います。

また、秋田労働局職業安定部等と連携し、犯罪被害者等である求職者に対するきめ細かな就職支援を行うとともに、市町村に対する必要な協力を求めます。

さらに、ひとり親家庭就業・自立支援センター等において、DV被害者等に対する就業支援を行います。

第2 精神的・身体的被害の回復・防止

犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害から回復できるよう支援するだけでなく、その負担を軽減して二次的被害を受けることを防止する必要があります。また、犯罪被害者等は再び危害を加えられるのではないかと不安を持つものであり、再被害を防止し、安全を確保することが必要です。

基本法は、第14条において、心理的外傷その他心身に受けた影響から回復できるようにするための「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」、第15条において、再被害からの「安全の確保」、第19条において、「保護、捜査、公判等の過程における配慮等」に係る必要な施策を講ずることを求めています。

1 保健医療サービス及び福祉サービスの充実等（基本法第14条関係）

【 現状と課題 】

生命に被害を受けた事件の遺族はもとより、身体に被害を受けた方についても、多くの方が精神的被害を受けていると考えられます。また、身体に対する被害（物理的外傷）は少なくとも犯罪等によって直接的に精神的被害を受けた犯罪被害者等は多数に上ると考えられます。このうち、特に少年については、適切な保護を行う必要性が高いと考えられます。また、性犯罪の被害者については、重度のPTSD等の持続的な

精神的後遺症に罹患している方も少なくないと考えられます。

そこで、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、少年被害者、性犯罪の被害者等を中心に、犯罪被害者等に対する保健医療サービス、福祉サービスの充実等を図る必要があります。

【 今後の施策 】

(1) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等

ア 児童相談所における夜間休日における連絡や相談対応の確保及び活用

児童相談所における365日・24時間の相談体制を確保し、適切に対応します。

イ 児童相談所と地域の医療機関との協力、連携体制の充実

心身の治療に必要な被害者に速やかに対応できるよう、児童相談所と医療機関との協力、連携を図ります。

(2) 要保護児童対策地域協議会の活用等学校と児童相談所等関係機関との連携強化

児童虐待の防止や相談体制の充実を図るため、市町村が要保護児童対策地域協議会を早期に設置するよう支援するほか、学校等関係機関との連携を強化します。

(3) 学校におけるカウンセリング体制の充実等

ア スクールカウンセラー、「子どもと親の相談員」の配置

少年被害者を含む児童生徒の心のケアに資するよう、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する人材を、小・中・高等学校にスクールカウンセラーとして配置したり、地域の教員退職者などの人材を活用し、「子どもと親の相談員」として配置したりして、学校における相談体制の充実を図るとともに、関係機関と学校の連携の強化を図ります。

イ 少年被害者等に対する個々の状況に応じた学習支援の促進

少年被害者を含む児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな学習支援を促進します。

(4) 秋田県警察による被害少年へのカウンセリング、関係者への助言等継続的支援の実施

被害少年の精神的打撃の軽減を図るため、保護者の同意を得た上で、臨床心理士等による支援の実施、少年補導職員による関係者への助言等の継続的な支援を行います。

(5) 少年被害者等の相談・治療のための専門家・施設等の周知

少年被害者等の被害に関する相談・治療等を行う専門家や児童相談所・医療施設等について関係機関等が連携してその周知に努めます。

注3) 被害少年

犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年(20歳未満)をいう(少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)第2条第7号)。

- (6) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知
犯罪被害者等が利用しやすいよう、医療機関の情報提供を図り、精神保健福祉士等と連携した支援を実施します。
- (7) 性犯罪被害者保護に資する産婦人科医ネットワークの運営
県内の産婦人科医で構成する「産婦人科医ネットワーク」を通じた性犯罪被害者等の保護や受診情報の適正な取扱いを行います。
- (8) 犯罪被害者等の受診情報の適正な取扱い
犯罪被害者等の受診情報が医療機関から流失しないよう、個人情報保護法に基づき、医療機関に適切に対応していきます。

2 安全の確保の充実等（基本法第15条関係）

【現状と課題】

暴力団によるいわゆる「お礼参り」や、児童虐待、ストーカー行為、配偶者等による暴力（DV）の反復等以外の場合であっても、犯罪被害者等の多くは再び危害を加えられることに対し、不安を抱いています。

そこで、犯罪被害者等が更なる被害を受けることを防止することはもちろん、その不安を解消するための施策を講ずる必要があります。

【今後の施策】

- (1) 加害者に関する情報提供の拡充
 - ア 検察官、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所から秋田県警察に対する連絡の一層の円滑化を依頼
秋田県警察において検察官等との連携を密にし、釈放予定、帰住予定地及び仮出獄中の特異動向等加害者に関する情報を適切に受けるなど連絡の一層の円滑化を図ります。
 - イ 子どもへの暴力的性犯罪者の出所情報に基づく秋田県警察による再犯防止対策の推進
子どもへの暴力的性犯罪者の出所情報に基づき、出所後の居住状況の定期的な確認を含めた対策に努めます。
- (2) 犯罪被害者等に関する情報の保護
 - ア 法廷で性犯罪の被害者等について仮名を用いる制度等現行制度の周知
法廷で性犯罪の被害者等について仮名を用いる制度、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることがないように求める制度等現行制度の周知等を図ります。
 - イ 住民基本台帳担当窓口への住民基本台帳の閲覧制度の周知等
DV及びストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳の閲覧制度の周知徹底を図るとともに、市町村に対する犯罪被害者等の保護に係る住民基本台帳事務に関する情報提供と市町村及び関係機関とのより一層の連携に努めます。
 - ウ 秋田県警察による被害者の実名発表、匿名発表について個々具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮

被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮していきます。

(3) 被害直後の保護、再被害の危険回避のための施設の整備

犯罪被害者等に対する被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設について、その整備に努めます。

(4) 再被害防止措置の推進

同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある被害者等を「再被害防止対象者」に指定して、防犯指導・警戒等を実施している再被害防止の措置を推進します。

(5) 暴力団等から危害を被るおそれのある方に対する危害の未然防止

暴力団等から危害を被るおそれがある方を「保護対象者」に指定して、危害の未然防止の措置を推進します。

(6) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実

ア DV被害者、被虐待児童等の保護に関する秋田県警察、女性相談所及び児童相談所の連携の充実

DV被害者等の再被害の防止については、女性相談所及び児童相談所が秋田県警察との連携を強化し、安全の確保に努めます。

イ 秋田県警察と学校等関係機関の通報連絡体制、児童虐待防止ネットワークの活用等

秋田県警察と学校等関係機関の通報連絡体制等を活用し、それぞれの役割を明確にして、加害少年やその保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害防止に努めます。

(7) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

ア 秋田県警察における職員の知識・技能の向上

児童虐待の早期発見に資する指導教育、虐待を受けた児童の特性等に関する教育等職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努めます。

イ 学校関係者における早期発見・早期対応のための体制整備

学校関係者が虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図るとともに、秋田県地域安全ネットワークと連携するなど、早期発見・早期対応のための体制の整備に努めます。

(8) 再被害の防止に資する教育の実施等

ア 非行少年等の立ち直り支援事業

非行少年の立ち直り支援については、児童相談所及び児童自立支援施設等が中心となって、相談支援活動を行います。

イ 子育てに関する学習講座の中における児童虐待の防止に資する親等の学習支援の充実

児童虐待の防止に資するよう、「家庭教育推進フォーラム」などの子育てに関する学習機会において、親等の学習支援の充実を図ります。

3 保護、捜査、公判における配慮の充実等（基本法第19条関係）

【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪等によって直接的に受ける被害に加え、その後、保護、捜査、公判等の過程で、その関係者から配慮に欠けた対応を受けることによって、二次的被害を受けることがあります。

このため、犯罪被害者等の保護、捜査、公判等の過程で、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるような施策を講ずる必要があります。

【今後の施策】

(1) 秋田県警察等における職員に対する研修の充実及び施設の改善等

犯罪被害者等支援に従事する職員に対する専門的な教育・研修、被害者・遺族等を招請して行う講演会、犯罪被害者等支援に関する資料の配付等、職員の犯罪被害者等への二次的被害を予防するための適切な対応を確実に行うための教育・研修等の充実を図ります。

(2) 性暴力被害者等に対応するための女性の捜査官の配置

警察本部や警察署に女性の捜査官を配置し、性犯罪捜査員として女性の警察官を指定するなど、性暴力被害者等の心情に配慮した適切な対応に努めます。

(3) ビデオリンク等の犯罪被害者等に配慮した制度の周知

裁判所におけるビデオリンク装置の配備の進展を踏まえ、ビデオリンク等の犯罪被害者等の保護のための措置について周知を図ります。

(4) 民生・児童委員、公的シェルター、看護に関わる者等に対する指導

民生・児童委員、公的シェルター、看護に関わる者等に対し、犯罪被害者等への適切な対応について指導するとともに、相互に連携を図ります。

第3 刑事手続への関与の充実

犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにすることが必要であり、基本法は、第18条において「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等」に係る必要な施策を講ずることを求めています。

1 刑事手続への関与のための犯罪被害者等に対する情報提供の充実（基本法第18条関係）

【現状と課題】

「事件の当事者」である犯罪被害者等が、被害を受けた事件の捜査・公判等の刑事に関する手続きや、少年保護事件の調査・審判等の手続きに対し、その推移及び結果に重大な関心を持つのは当然です。平成12年に行われた刑事訴訟法の改正により、被害者の意見陳述制度が導入されるなど、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等が図られています。

しかしながら、犯罪被害者等の中には、必ずしも刑事に関する手続及び少年保護事件の調査・審判の手続等に関し詳しくない方もおり、こうした手続きに参加するため

に、情報提供等の支援を求めている方もいるところです。

そこで、刑事手続への関与のため、犯罪被害者等に対する情報提供の充実等を図る必要があります。

【 今後の施策 】

(1) 被害者の手引の確実な配布及び被害者連絡制度の適切な運用

一定の犯罪被害者等に対し、「被害者の手引」を確実に配布、説明するほか、公判等の付添い、情報提供等を行う「被害者支援員制度」及び「被害者連絡制度」を周知徹底し、適切に運用します。

(2) 公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等の制度の周知

公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示、秋田地方検察庁による被害者等通知制度等について、周知に努めます。

(3) 少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写等各種制度の周知

少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度について、周知に努めます。

(4) 検視及び司法解剖に関するパンフレットの配付等による遺族に対する説明及び配慮

検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等により、遺族に対する適切な説明及び配慮に努めます。

第4 支援等のための体制整備

犯罪被害者等が必要とする支援は、具体的な被害の状況・原因、犯罪被害者等が置かれている状況等によって多岐にわたりますが、そうした支援を、誰でも必要なときに必要な場所で受けられるようにするためには、支援のための十分な体制整備が必要です。

基本法は、第11条において「相談及び情報の提供等」、第21条において「調査研究の推進等」、第22条において「民間の団体に対する援助」に係る必要な施策を講ずることを求めています。

1 関係機関による総合的・横断的な支援活動の展開及び情報提供の充実強化（基本法第11条関係）

【 現状と課題 】

犯罪被害者等が提供を求める情報については、刑事手続に関する情報の提供を求める者の割合が高いが、「犯罪被害給付制度について」、「援助を受けることができる組織、団体の紹介」、「弁護士の選任方法や弁護士会の相談窓口」、「被害回復の方法」、「保険金の受け取り申請の手続」などの情報提供も求められています。

そこで、関係機関による総合的・横断的な支援活動を展開し、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするための施策を講ずる必要があります。

【 今後の施策 】

- (1) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進
犯罪被害者等の多様なニーズに応えるためには、司法、行政、医療、報道機関等の犯罪被害者等支援に関係する機関・団体等が相互に連携していくことが必要であり、平成10年11月、「秋田県被害者支援連絡協議会」が設立されています。この連絡協議会の下、各機関・団体等との緊密な連携と協力により、犯罪被害者等のニーズに対応した支援活動を展開します。
また、警察署単位でも各地区被害者支援連絡協議会が設立されており、個々の事案において、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな支援を行います。
- (2) 相談機関等リストの作成とインターネット等による総合的情報提供
県内の相談機関等リストを作成し、「美の国あきたネット」(<http://www.pref.akita.lg.jp/>)及び「秋田県警察ホームページ」(<http://www.akita-kenkei.net/>)等を通じて総合的な情報提供を行います。
- (3) 地方公共団体による総合的対応窓口の設置等と広報の充実
知事部局において、犯罪被害者等に対する適切な情報提供等を行う総合的対応窓口を設置し、支援のための関係機関・団体との総合的な調整、犯罪被害者等支援のための広報の充実を図るほか、市町村に対し、総合的対応窓口の設置及び犯罪被害者等支援の積極的な推進等について要請します。
また、犯罪被害者等支援に関係する関係機関・団体との調整等のため、総合的対応窓口には犯罪被害者等支援担当者を配置します。
- (4) 秋田県警察等における相談体制の強化と情報提供の充実
全国統一の相談電話「#9110」や女性警察官が対応するレディース110番、少年相談のための「やまびこ電話」等の個別の相談窓口において、犯罪被害者等の住所地にかかわらず、また、匿名であっても相談に応じるほか、精神的ケアを望む相談に対し、臨床心理士等による支援を実施したり、精神科医や臨床心理士等による専門的ケアが行える機関を紹介するなど犯罪被害者等のニーズに応えられるよう努めていきます。
- (5) 「子どもの人権110番」及び「子どもの人権相談委員」の活用・充実
児童相談所における電話相談を夜間・休日も行うなど相談体制の充実を図ります。
- (6) 学校における相談対応能力の向上
 - ア 警察署、児童相談所等との連携に基づく教育委員会による犯罪被害者等支援に関する情報提供の促進
教育委員会が、警察署、児童相談所等の関係機関と連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関、団体等の犯罪被害者等支援のための諸制度について、学校に対して情報提供に努めます。
 - イ スクールカウンセラーの配置、学校内における教員等の相互の連携強化による相談体制の充実
犯罪被害を受けた児童生徒及びその保護者の相談等に対して、学校で、学級担任等やスクールカウンセラー等が連携し、適切な対応ができるよう学校内の相談

体制の充実を図ります。

(7) 教育センター、教育相談所等への専門家の配置及び相談窓口の設置

心理学、教育学等に関する知識を有する専門職員等を教育センター等に配置し、相談窓口を充実します。また、各地域に「学校指導員」「専門指導員」を配置し、相談体制の充実を図ります。

(8) 教育委員会による少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所等に関する情報提供の促進

少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所等、地域の関係機関についての情報を当該児童生徒及びその保護者に提供することを促進します。

(9) 関係機関等との連携に基づく精神保健福祉センター、保健所、医療機関等による犯罪被害者支援等に関する情報提供の促進及び相談能力の向上

精神保健福祉センター、保健所等が、犯罪被害者等支援に係る機関・団体と連携協力し、犯罪被害者等支援に関する情報提供や相談を適切に行います。

また、医療機関等における犯罪被害者等支援に関する情報提供を行います。

(10) 犯罪被害者等の自助グループの紹介等

(社)秋田被害者支援センター等との連携を図りつつ、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等に対し、自助グループの紹介を行うとともに、犯罪被害者等で構成される自助グループの設立と活動への支援を行います。

(11) インターネットその他各種媒体を通じた犯罪被害者等の保護・支援のための制度・団体等の周知

犯罪被害者等の保護・支援のための制度について、「美の国あきたネット」・「秋田県警察ホームページ」、県広報紙「あきた新時代」及び冊子・パンフレット等その他各種媒体を通じて十分な周知を行います。

(12) 性犯罪及びストーカー被害者に対する支援の充実

性犯罪及びストーカー事案の担当者に対し、被害者からの相談を受ける際に必要な研修を実施していくとともに、関係機関との連携を強化し、性犯罪及びストーカー事案への適切な対応に努めます。

(13) 犯罪等による被害を受けた児童生徒に対する支援の充実

犯罪等による被害を受けた児童生徒が不登校になった場合、当該児童生徒に対し適応指導教室等が行う支援や学校復帰に向けた継続的な支援を促進します。また、同様に問題を抱えるに至った場合、関係機関の実務担当者がサポートチームを形成するなどして連携して継続的に行う対応を促進します。

2 調査研究の推進並びに犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等（基本法第21条関係）

【現状と課題】

犯罪被害者等に対する適切な支援のためには、犯罪被害者等の心理、置かれている状況を正確に理解するとともに、犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する専門的知識・技能が求められます。

そこで、被害者支援担当者が、修得すべき知識・技能に関する調査研究を進めるこ

とや犯罪被害者等のための施策に関する情報を収集すること等が必要であり、調査研究や情報収集等の成果を活用して人材の養成等を行っていく必要があります。

【 今後の施策 】

(1) 地方公共団体等関係機関における犯罪被害者等支援担当者への研修の充実

犯罪被害者等支援に必要な知識、技能を修得させるため、犯罪被害者等の支援に関する業務に従事する職員を対象とした研修を実施するとともに、(社)秋田被害者支援センター等が主催する研修、講座、シンポジウム等への派遣を呼び掛けます。

また、関係機関等と協力して市町村における職員研修に講師を派遣するなど市町村への支援を行います。

(2) 犯罪被害者等支援担当者の育成の在り方についての検討

犯罪被害者等支援担当者の育成の在り方について、研修の科目や内容等について検討し、その充実を図っていきます。

3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

【 現状と課題 】

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体は、相談業務のほか公判や調停への付添い等の生活に密着したきめ細かな支援活動を行っており、犯罪被害者等がいつでもどこでも支援が受けられる体制の整備に不可欠です。また、民間の団体に自らも犯罪被害者等である人や様々な経験・能力を持った人が参加することにより、犯罪被害者等有する多様な事情に応じた対応を可能としています。このような民間の団体は、善意の寄付やボランティアに支えられ活動を行っています。

そこで、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上等の措置、情報の提供その他必要な施策を講ずる必要があります。

【 今後の施策 】

(1) (社)秋田被害者支援センター等民間団体に対する地方公共団体等による財政的支援の充実及び連携の強化等

(社)秋田被害者支援センター等民間団体の活動は、県及び市町村が行う犯罪被害者等の支援のための施策と有機的に結びついており、その重要な一翼を担うものであることから、財政的支援の充実に努めます。

また、民間団体のボランティア等の人材の確保及び育成について、関係機関と連携して支援します。

(2) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークに対する支援

県として秋田県被害者支援連絡協議会に積極的に参画し、会員である関係機関・団体と相互協力し、犯罪被害者等支援を効果的に推進するために必要な支援を行います。また、市町村に対しても、地区被害者支援連絡協議会への積極的参画及び必要な支援等を促します。

第5 県民の理解の増進と配慮・協力の確保

犯罪被害者等が受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようにするためには、国及び地方公共団体等による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人々から理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要です。また、県民一人ひとりが犯罪被害者等になり得るとの視点から犯罪被害者等に対する理解を深める必要があります。このため、第1から第4までの施策の総合的な推進を図るとともに、県民の理解と配慮・協力を促す施策を講じていくことが必要です。

基本法は、第20条において教育活動、広報活動を通じた「国民の理解の増進」に係る必要な施策を講ずることを求めています。

1 県民の理解の増進を図るための広報啓発活動及び情報提供等の実施（基本法第20条関係）

【現状と課題】

現状においては、県民が、犯罪被害者等に接し、犯罪被害者等が置かれている状況やニーズ等を知る機会に乏しく、小学生・中学生・高校生において犯罪被害の深刻さや命の大切さに対する理解が十分でないこともうかがえます。

そこで、教育活動及び広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について県民の理解を深めるための施策を講ずる必要があります。

【今後の施策】

(1) 学校における犯罪被害者等支援及び犯罪抑止教育等の充実

各学校において、教職員に対して、犯罪被害者等支援対策の必要性と関係機関の具体的な支援方法等を周知するとともに、「非行防止教室」の実施等により、犯罪抑止のための教育の充実を図ります。

(2) 学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

各学校において、生命の尊重に関する指導等、道徳の時間や教科等の時間の充実を一層図るよう努めます。

(3) 学校における体験活動を通じた命の大切さの学習について調査研究の実施及びその成果の普及

「命の大切さを学ばせる体験活動に関する調査研究」の調査研究協力校の実践を踏まえ、命の大切さを学ばせるために有効な体験活動について調査研究を行うとともに、その成果を全県に普及することにより、各学校において指導の一層の推進を図ります。

(4) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進

全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である人権を正しく理解し、互いに尊重し合う精神を涵養することを目的とする人権教育を、学校教育及び社会教育において一層推進します。

(5) 家庭における命の教育への支援の推進

各学校において、家庭との連携により、命の教育への支援を推進します。

また、各家庭において、命の教育が推進されるよう、「家庭教育推進フォーラム」などの学習機会の充実を図るとともに、文部科学省が作成した家庭教育手帳の活用の促進を図ります。

(6) 子どもへの暴力防止のための参加型学習への取組

「防犯教室」等、各学校において、児童生徒に対する暴力被害を未然に防止する体験をともなった学習の充実を図ります。

(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発

学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由などを傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、関係機関による取組を推進します。

(8) 犯罪被害者等施策、犯罪被害者等の置かれた状況及び交通事故の悲惨さ等について県民理解の増進を図るための様々な広報媒体を通じた啓発事業の実施

関係機関の協力を得て、犯罪被害者等施策、犯罪被害者等の置かれた状況及び交通事故の悲惨さ等について県民理解の増進を図るため、マスコミ広報、「あきた新時代」等の広報紙、美の国あきたネット等のホームページ等各種広報媒体を通じた広報啓発活動を推進します。

(9) 学校における犯罪被害児童生徒への的確な対応のための施策の促進

教職員に対して、児童生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応について、各種研修講座で研修等を充実するとともに、「広域カウンセラー」「学校指導員」の配置等、実際に、児童生徒が犯罪被害に遭遇した場合の対応の充実を図ります。

(10) 地域における犯罪・事故発生状況等の情報提供の実施

犯罪被害者等が特定されないよう工夫した上で、秋田県警察ホームページ等において身近な犯罪の発生状況を掲載するなど、住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となりうるような情報提供を行います。

また、交通事故の事故累計や年齢層別交通事故に関する様々なデータを公表し、その実態等についての周知を図ります。